

**府中市放課後子ども教室事業
運営委託事業者募集要項**

令和7年12月
府 中 市

1 事業の目的

府中市では、放課後等に学校施設を活用して、安心・安全な「遊びの場・学びの場」を提供し、児童が地域社会の中で健やかに育まれる環境を充実させるとともに、異年齢集団による様々な体験活動、学習を通じて児童の自主性・社会性等を育み、健全育成を図ることを目的として、放課後子ども教室事業を市立小学校全22校で実施しています。

本事業を実施するにあたり、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供できる事業者をプロポーザル方式により選考します。

2 放課後子ども教室事業の内容

児童の自主的な遊びや活動を、安全・安心を第一に見守りながら、健全育成に資する活動を行います。

(1) 対象となる児童

原則として当該事業実施校の通学区域に住んでいる小学1年生から6年生までの児童

(2) 事業内容

別紙1「府中市放課後子ども教室事業委託調達仕様書」のとおり

(3) 実施場所

府中市立小学校22校（別紙2「府中市放課後子ども教室一覧表」のとおり）

※希望する学校ごとに選考を行いますが、複数校の応募も可能となります。

(4) 事業実施日

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日を除く。）の年間231日程度。

※ 学校行事等により、実施日数は変更となる場合があります。

(5) 実施時間

ア 学校実施日

(ア) 放課後から午後5時まで（4月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）

(イ) 放課後から午後5時30分まで（5月、6月、7月）

イ 長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）

午前9時から午後5時まで

(6) 契約履行期間

令和8年3月2日から令和9年3月31日まで

※既存の運営事業者から変更となる場合の引き継ぎ期間は、契約締結日から令和8年3月31日まで。

※なお、本市が事業者を評価し、その評価に応じて令和9年度以降についても契約を行う可能性があります。

(7) 提案限度額

別紙2「府中市放課後子ども教室一覧表」のとおり（消費税及び地方消費税含）この金額は各学校の事業規模を示すものであり、契約時の予定額ではありません。

また、次のものは除きます。

- ア 施設の光熱水費、備品購入費及び施設修繕費については、市が別途負担します。
- イ 保護者会や新規登録等により、参加児童が多いことが予想される日及び特別な支援を必要とする児童に対し、追加配置するスタッフの人事費については、別途協議とします。
- ウ 放課後事業連携協議会を実施するイベントに係る経費及び人件費については、別途協議とします。
- エ 事業者変更に伴う準備・引継ぎに係る経費については、受託者の負担とします。

なお、人件費については、別紙3「スタッフ配置基準表」に基づき算出していますが、実配置人数は契約時に協議のうえ、委託料を決定するものとします。

また、運営においては、国または地方自治体、公益団体、民間団体のいずれからも助成等を重複して受けることなく実施することを前提とします。

3 応募資格

本件に応募する者（以下「応募者」といいます。）は、法人格を有する団体、又は市民20人以上で構成された団体（以下「児童育成団体」といいます。）とし、参加申込書提出期限日において次の要件をすべて満たすこととします。

- (1) 直近5年の間に行った青少年健全育成活動の実績が証明できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (5) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 実施スケジュール

項目	日 程
募集要項等の公表	令和7年12月23日（火）
募集要項や業務提案書に関する質問の受付	令和7年12月23日（火） ～令和8年1月6日（火）
質問回答（市ホームページに掲載）	令和8年1月8日（木）
参加申込に係る書類の提出期間	令和7年12月23日（火） ～令和8年1月13日（火）
参加承諾通知・業務提案書提出依頼	令和8年1月下旬
業務提案書に係る書類の提出期間	令和8年1月26日（月） ～2月4日（水）
提案書審査	令和8年2月中旬
審査結果通知	令和8年2月下旬
契約締結及び受注者の公表	令和8年3月上旬

5 募集要項の配布

- (1) 配付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月13日（火）まで
- (2) 配付方法 市ホームページからダウンロード

6 提出書類

- (1) 参加申込に係るもの（各1部）
 - ア 参加申込書（所定の様式）
 - イ 定款及び登記事項証明書（写し可）
 - ウ 役員の名簿
 - エ 予・決算書等財務諸表（最新のもの）

- オ 直近事業年度の法人市民税納税証明書
- カ 直近事業年度の消費税及地方消費税納税証明書
- キ 青少年健全育成事業における実績届（様式は任意。過去5年間の実績を明記すること）

(2) 提案書に係るもの

- ア 提案書 正本1部、副本8部
- イ 見積書 正本1部、副本8部

※複数の学校に対する応募を可能とします。その場合、提案書及び見積書については、学校ごとに作成してください。

※提案書の様式は任意としますが、別紙4「企画・提案項目」に定める内容を必ず記載してください。

※見積書の作成にあたっては、別紙3「スタッフ配置基準表」を踏まえたうえで、別紙2「府中市放課後子ども教室一覧表」に示す、各学校の追加配置基準を目安に積算してください。

※正本には事業者名を記載しますが、副本には提案者が判別できないよう事業者名及び提案者が推測できるような情報は記載しないでください。

7 提出書類の提出期間及び提出方法

(1) 参加申込に係るもの

- ア 提出期間 令和7年12月23日(火)から令和8年1月13日(火)午後5時まで
- イ 提出場所 子ども家庭部児童青少年課（おもや3階）
- ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、児童青少年課窓口に持参

(2) 提案書に係るもの

- ア 提出期間 令和8年1月26日(月)から令和8年2月4日(水)午後5時まで
- イ 提出場所 子ども家庭部児童青少年課（おもや3階）
- ウ 提出方法 事前に電話連絡の上、児童青少年課窓口に持参

8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年12月23日（火）から令和8年1月6日（火）まで
- (2) 受付方法 児童青少年課へ質問票（様式は任意）を添付したメールを送信
(宛先：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp)

※メールを送信した際は、児童青少年課に電話し、到着確認をすること。また、メールの件名は、「【プロポ質問】府中市放課後子ども教室事業委託」とすること。なお、評

価基準の配点等、審査にかかる質問、電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。

(3) 質問への回答 令和8年1月8日（木）までに市ホームページへ掲載

9 委託候補者の決定方法

委託候補者は、「府中市放課後子ども教室事業運営委託事業者選定委員会」の審査に基づき、決定します。

(1) 一次審査（参加資格の確認及び実績審査）

これまで府中市放課後子ども教室事業運営受託の実績がある団体においては、参加資格の確認及び市における運営状態の評価に基づいた審査を実施します。新規申込団体においては、過去3年間の青少年健全育成活動実績の評価に基づいた審査を実施します。

一次審査の結果は、令和8年1月下旬に通知します。

(2) 二次審査（提案書に基づく審査）

令和8年2月中旬に実施します。

(3) 選定方法

選定委員会の定める評価項目、評価基準に基づき、各選定委員による評価得点を学校別に集計し、その合計（以下「総合得点」といいます。）が高い応募者から順位を定め、委託候補者として選定します。総合得点が同数となったときは、以下に示す評価項目を重点評価とし、合計が高い応募者を上位とします。また、総合得点が配点の6割に満たないときは、当該応募者を委託候補者として選定しないものとします。

ア 応募者に関する評価

放課後子ども教室に対する意欲、市が求める放課後子ども教室事業内容との適合性

イ 提案内容に関する評価

教室や校庭、体育館での活動内容について、学童クラブとの連携について

(4) 選定結果の通知

選定委員会の審査結果の報告を受け、令和8年2月下旬に書面により通知します。なお、選定されなかった場合、通知に記載された理由に疑義がある団体は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により非選定理由の説明を求めることができます。

(5) 契約について

契約締結については、令和8年3月上旬を予定しています。

(6) その他

応募のない学校、または全ての応募者が選定されなかった学校については、総合得点が配点の6割を上回る応募者のうち、より評価の高い応募者から順番に協議のうえ、委託候補者として選定します。また、当該校が複数の場合は、評価順位が次点以降の応募者から同様に協議のうえ、候補者として選定します。

10 その他留意事項

- (1) 参加申込書や提案書等の書類が提出期限までに提出されなかつた場合は、いかなる場合であっても本プロポーザルに参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 書類の作成や提出に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 提案に係る提出書類は返却しない。
- (5) 提案に係る提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とする。
- (7) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があつた場合は、原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ、資料を作成し、提出すること。
- (8) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び参加者以外の第三者の責に起因する事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) 委託候補者が契約締結するまでの間に、正当な理由なく代表者又は役員を変更した場合は、契約を締結しないことがある。
- (10) 市が必要と認める場合には、応募者の活動実績の確認等を行う場合がある。
- (11) 提案により採用されたことをもって、全ての提案内容について契約を保証するものではない。

11 問合せ先

府中市子ども家庭部児童青少年課 (担当) 加藤・安藤

〒183-8703 府中市宮西町2-24 (府中市役所「おもや」3階)

電話 042-335-4427 (直通)

FAX 042-365-9983

E-mail jidou01@city.fuchu.tokyo.jp